

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【公開番号】特開2002-326932(P2002-326932A)

【公開日】平成14年11月15日(2002.11.15)

【出願番号】特願2001-304244(P2001-304244)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/353

A 2 3 F 3/30

A 2 3 L 1/30

A 2 3 L 2/52

A 6 1 P 1/16

A 6 1 P 3/04

A 6 1 P 43/00

C 0 7 D 311/62

【F I】

A 6 1 K 31/353

A 2 3 F 3/30

A 2 3 L 1/30 Z

A 6 1 P 1/16

A 6 1 P 3/04

A 6 1 P 43/00 1 1 1

C 0 7 D 311/62

A 2 3 L 2/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月16日(2004.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】容器詰飲料

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非重合体カテキン類を300～2500mg含有し、非エピ体カテキン類とエピ体カテキン類の含有重量比率が10：90以上である体脂肪(たいしぼう)低減のための容器詰飲料。

【請求項2】

器詰非重合体カテキン類を300～2500mg含有し、非エピ体カテキン類とエピ体カテキン類の含有重量比率が10：90以上である体脂肪のための容器詰ダイエット飲料

【請求項3】

体脂肪が、腹部脂肪量である請求項1又は2記載の容器詰飲料。

## 【請求項 4】

容器詰飲料が、緑茶、烏龍茶である請求項 1 ~ 3 記載の容器詰飲料。

## 【請求項 5】

茶の抽出物に緑茶抽出物を添加する請求項 1 ~ 4 記載の容器詰飲料。

## 【請求項 6】

非重合体カテキン類からなる蓄積体脂肪燃焼促進剤。

## 【請求項 7】

非重合体カテキン類からなる食事性脂肪燃焼促進剤。

## 【請求項 8】

非重合体カテキン類からなる肝臓ペー酸化遺伝子発現促進剤。

## 【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、健康維持のために有用な蓄積体脂肪燃焼促進、食事性脂肪燃焼促進及び肝臓ペー酸化遺伝子発現促進を有し、かつ普段の食生活の中で毎日無理なく安心して継続摂取できる体脂肪低減のための容器詰飲料並びに蓄積体脂肪燃焼促進剤、食事性脂肪燃焼促進剤及び肝臓ペー酸化遺伝子発現促進剤に関する。

## 【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【発明が解決しようとする課題】本発明は、脂肪を燃焼し腹部への脂肪蓄積を低減する効果を発現し、普段の食生活の中で毎日無理なく安心して継続摂取できる飲料並びに体内に貯えられた脂肪を燃やす蓄積体脂肪燃焼促進剤、食した脂肪を燃やす食事性脂肪燃焼促進剤及び肝臓のペー酸化関連分子の発現が誘導され脂肪代謝が活性化される肝臓ペー酸化遺伝子発現促進剤を提供することにある

## 【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、非重合体カテキン類からなる体脂肪（たいしぼう）低減のための容器詰飲料及び体脂肪のための容器詰ダイエット飲料を提供するものである。本発明は、非重合体カテキン類からなる蓄積体脂肪燃焼促進剤を提供するものである。また、本発明は、非重合体カテキン類からなる食事性脂肪燃焼促進剤を提供するものである。さらに、本発明は、非重合体カテキン類からなる肝臓ペー酸化遺伝子発現促進剤を提供するものである。